

令和8年度大分県多文化共生モデル構築事業委託業務に関する仕様書

1 業務目的

当該業務は、県内在住外国人住民に対する地域生活におけるルール・マナー研修や外国人住民と地域住民との交流等を行うことにより、地域における多文化共生モデルを構築し、外国人住民が地域社会の一員として安心して暮らすことのできる環境を整備するとともに、外国人支援を行う団体の活動を活性化し、継続的な取組につなげることを目的とする。

2 業務名

令和8年度大分県多文化共生モデル構築事業委託業務

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務内容

(1) 外国人住民に対する地域生活におけるルール・マナー研修会の開催

〈概要〉

- ・対象者 県内に在住する外国人住民 等
- ・開催回数 2回以上

〈業務内容〉

- ・研修会の企画・開催に関すること
開催日の設定、講師の選定・依頼・調整、会場や使用する機器の準備・片付け、テキストの作成、当日の受付、参加者アンケートの実施 など
- ・広報及び参加者の募集に関すること

〈留意事項〉

- ・研修会の企画については、事業の目的に沿ったものとし、ごみの分別方法や近隣住民への配慮事項、交通ルール、交通機関・医療機関の利用方法、行政機関から提供される情報の入手方法、災害時の避難方法など、外国人住民のニーズを把握した上で必要な内容を設定し、県と協議し決定すること。
- ・講師については、外国人住民に対して分かりやすい説明ができる者を選定し、県と協議し決定すること。
- ・会場の選定にあたっては、作業環境や受講者の交通手段に配慮し、県と協議し

決定すること。

- ・計画的かつ効果的な広報に努めること。
- ・研修会実施後は参加者へのアンケート等を交え、開催後1カ月をめぐりに評価・分析を実施すること。

(2) 外国人住民と地域住民との交流会の開催

〈概要〉

- ・対象者 県内に在住する外国人住民、地域住民、外国人を雇用する企業 等
- ・開催回数 2回以上

〈業務内容〉

- ・交流会の企画・開催に関すること
開催日の設定、会場や使用する機器の調整・準備・後片付け、当日の受付、参加者アンケートの実施 など
- ・広報及び参加者の募集に関すること

〈留意事項〉

- ・交流会の企画については、事業の目的に沿ったものとし、地域住民や企業と外国人住民相互の理解促進を図る内容とし、県と協議し決定すること。
- ・会場の選定にあたっては、作業環境や受講者の交通手段に配慮し、県と協議し決定すること。
- ・計画的かつ効果的な広報に努めること。
- ・交流会実施後は参加者へのアンケート等を交え、開催後1カ月をめぐりに評価・分析を実施すること。

(3) モデル事例集の作成

〈概要〉

- ・(1)(2)の活動の成果を県内各地へ横展開するための事例集を作成する。

〈業務内容〉

- ・事例集の企画・作成に関すること
- ・デザインやページのレイアウト、配色、写真・イラスト・図表の挿入等編集に関すること
- ・事例集の校正に関すること

〈留意事項〉

- ・作成にあたっては、新たな外国人支援団体の設立や既存団体の活動の更なる充実などに資する内容とし、活動を通じた改善点等も含め、他団体が参考にできるよう分かりやすく編集すること。
- ・1式をまとめたデータを県に提出すること。

(4) (1)～(3)に付随する業務

- ・契約締結後、年間計画を作成し県に提出すること。
- ・委託業務にかかる経理に関すること。
- ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・前各号に定めるもののほか、業務実施に関し、県が指示すること。
- ・その他、業務の運営に関して必要なこと。

(5) 報告書の作成

- ・業務終了後、委託期間内に上記(1)～(4)の実績をまとめた報告書を作成すること。報告にあたっては、参加者へのアンケート結果等を踏まえ、今後の課題や改善点等をまとめ、県に提案すること。

5 支払方法

事業進捗に応じて、受託者からの請求に基づき、県が必要と認めた場合に行う。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一

切の権利は大分県に帰属することとする。

(7) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(8) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。